

金沢区青少年の地域活動拠点

運営団体募集要項

青少年の地域活動拠点づくり事業は、中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集える居場所づくりや、地域資源を活用した社会参加プログラムを行うことを目的とした事業です。

金沢区青少年の地域活動拠点「カナカツ」は、平成 24 年度に開設されました。今年度をもって前回の選定から 5 か年度が経過し、現在の運営団体による運営期間が満了するため、横浜市では、次期（平成 29～33 年度）運営法人を募集します。

※本事業の実施にあたっては、横浜市会における平成 29 年度予算の議決が必要となります。議決がなされない場合は、事業を実施することができませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

1 青少年の地域活動拠点づくり事業の概要

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業とは

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を運営する団体に対し補助を行い、青少年の成長を支援します。

(2) 運営団体選定の趣旨

民間事業者ならではの機動性・柔軟性やノウハウを生かして事業を進めていくため、申請の資格を満たす団体を広く公募し、応募のあった団体の中から、「青少年の地域活動拠点づくり事業」の運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった団体を選定します。

選定にあたっては、応募団体の提出する事業計画書の審査及び応募団体へのヒアリング等を通じて、応募団体を評価します。

(3) 選定期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

(4) 青少年の地域活動拠点づくり事業の運営方法

青少年の地域活動拠点づくり事業は、事業を運営する団体へ補助する方法で実施します。事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を横浜市と運営団体との間で締結します。

2 実施場所

(1) 実施予定場所

実施場所として、下記の場所を予定しています。

所在地 横浜市金沢区洲崎町 2-6（京急金沢八景駅から徒歩 8 分程度）

構造 鉄筋コンクリート造 5 階建

（現況） 1 階：青少年の地域活動拠点事業実施場所（86.16 m²）

2 階：はすのみ学童クラブ

3 階：青少年の地域活動拠点事業実施場所（170.01 m²）

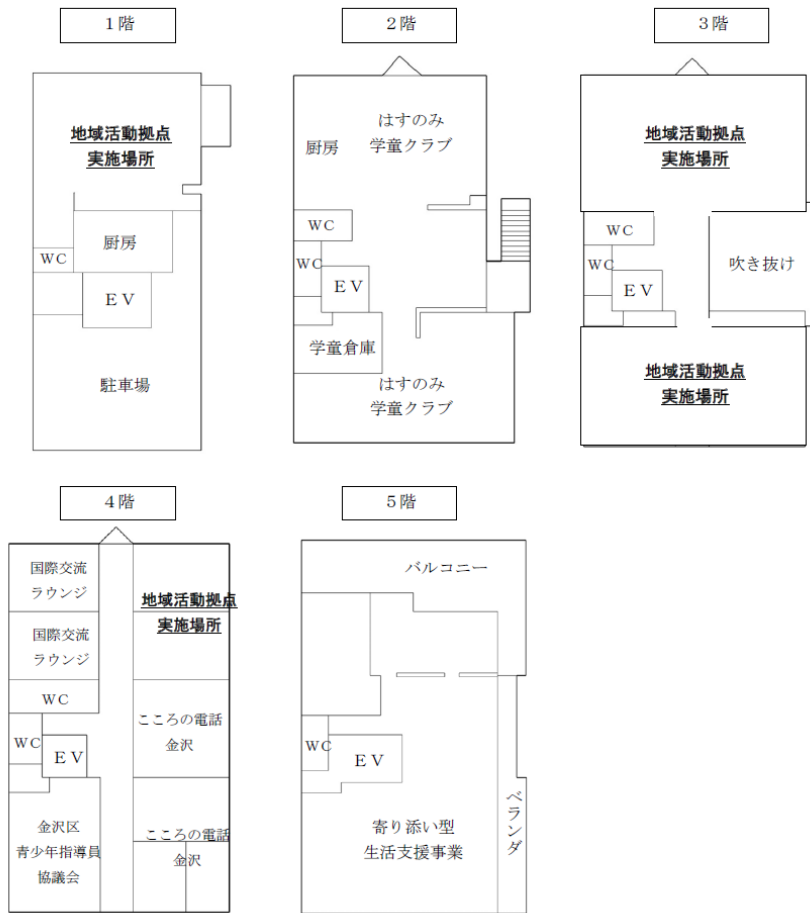
4階：青少年の地域活動拠点事業実施場所（27.52㎡）

各入居団体事務室（国際交流ラウンジ事業実施スペース、特定非営利活動法人こころの電話金沢、金沢区青少年指導員協議会）

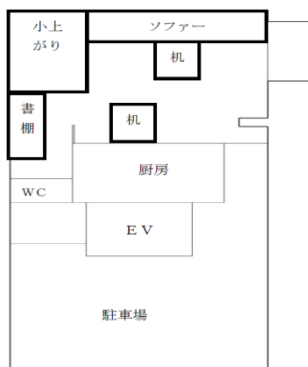
5階：寄り添い型生活支援事業実施スペース

※賃貸契約は本市と所有者が締結します。この賃貸契約に基づき、本市と各入居団体が各部屋の使用貸借契約を結びます。なお、本実施場所について、賃借料は発生しない予定です。
 ※選定期間中に、他の実施場所に移転することが必要になった場合には、移転していただくことになります。

【アイワパークサイドビル配置図】



1階詳細



3 基本的な実施事業

青少年の地域活動拠点づくり事業の基本的な実施内容は、次のとおりとし、運営団体は、地域の支援や協力を得ながら実施します。（(1)～(3)は必須事業）

- (1) 中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由にくつろげる場の提供
- (2) 中・高校生世代の青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供
- (3) 中・高校生世代の青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- (4) 青少年育成に取り組む支援者の情報交流・ネットワーク及び人材育成
- (5) その他本市が必要と認める事業

4 運営にあたっての地域等との協力・連携について

運営にあたっては、青少年自らの意見や提案を尊重するとともに、青少年育成に携わっている自治会町内会、青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども会、PTA、社会福祉協議会などの地域の団体や区役所、学校などとの関係を構築し、ともに協力し事業の実施に取り組んでください。

また、多くの地域の方々には本事業を知っていただき、ご理解いただくため、地域からの意見を反映した運営を行なってください。（例：地域の関係団体による運営委員会を開催など）

5 業務の基準

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業に係る基本事項

ア 実施日

原則として週3日以上

イ 休業日

次の日は、休業日とすることができます。また、この他にも本市と運営団体で協議したうえで、必要と認めた場合は、休業日とすることができます。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 実施時間

原則として午後3時から午後8時まで

【参考】 現行の実施状況

開館時間：火～金曜日 11：00～19：00 土曜日 10：00～18：00

休館日：日曜日、月曜日、祝日、年末年始

エ 対象者

中高年生世代の青少年を中心とし、異世代間の交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができます。

※小学生や大人が利用者の大半を占める状況は好ましい状況ではありません。中・高校生世代の利用者数の増加に向けて、事業の企画や広報活動に努めてください。

オ 職員体制

中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集えるスペースとするために、地域と連携した取組を展開していくことが可能なスタッフ体制としてください。

(ア) 責任者（チーフ）を配置してください。

(イ) 特に、常勤・非常勤の別や人数は指定しません。

(ウ) 他の事業や団体事務局等からの兼務・応援等は差し支えありません。

カ 運営体制

(ア) 保険の加入

運営団体側で、施設賠償責任保険に加入してください。

(イ) 衛生管理

青少年が飲食等を扱う店舗経営を行う場合、衛生管理のための法令や条例・規則等を遵守し、適正な運営を行ってください。

(2) 運営団体が実施する事業

ア 中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由にくつろげる場の提供

運営団体は、中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由にくつろげる場の提供するため、青少年の居場所機能を運営します。居場所機能は、どのような青少年も利用することができ、また自由に過ごすことができます。運営にあたっては、居場所機能が青少年にとって家庭と学校以外に「自分が他者から認められる場所」と感じることができるよう、スタッフが青少年に関わっていきます。

居場所機能では、課題を抱える青少年の利用も想定されるため、青少年の悩みを受け止め、可能な範囲で、課題解決のための情報提供等に努めます。

イ 中・高校生世代の青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供

1階、3階、4階スペース等を活用して、青少年が仲間や異世代と交流する機会を提供します。

また、地域活動や文化活動等に関わっている大人と青少年が交流したり（例：音楽演奏指導、ダンス指導など）、地域の方や学生にボランティアとして居場所づくりに関わっていただくなど、異世代間の交流機会の提供やきっかけづくりを実施します。

ウ 中・高校生世代の青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

社会参加プログラムとして、青少年が家庭や学校で得られる経験以外で、社会人としての経験を得ることができる活動、又は、社会に向かって発信する活動を地域の方々の協力を得て実施します（例：ボランティア、就業体験、地域活動への参加、フリーペーパーの作成など）。

また、実施する場合は、チラシやHPを活用して周知を行い、周知内容は事前に本市に報告してください。

エ その他（情報交流・ネットワーク・人材育成・保護者へのアプローチ等）

地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組むため、地域活動拠点において、青少年の

育成に関わる地域の様々な団体・機関（例：青少年指導員、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会、区役所）との交流や連携、人材の育成を行います。

また、保護者の理解も重要であると考えられるため、保護者向けの事業の企画や広報活動を行います。（例：中・高校生世代の保護者が集まり、悩みを共有したり、抱える問題の解決に向けたセミナーの開催など。）

※ア～ウについては必須事業となります。

※なお、各事業に必要な経費については、利用者、参加者に負担を求めることができます。

(3) 管理運営に係る業務

ア 地域活動拠点事業実施場所の管理運営

運営団体は、光熱水費の支出、清掃業務、消耗品の交換、修繕業務など、実施場所の管理運営に関する業務を行います。

イ ビル全体の管理及び調整

選定された運営団体は、アイワパークサイドビルの入居団体と積極的に連携を行い、ビル全体の管理・調整業務を行います。

(ア) 入居団体による連絡会の運営

(イ) 入居団体と連携した事業の企画・運営

(ウ) ビル全体の光熱水費・ビル管理費支払の取りまとめ

(エ) 鍵の管理

(オ) ビル管理に関する緊急時の対応

(カ) ビルを地域等に貸し出す場合の管理

(キ) その他ビル管理について必要なこと

(4) 補助金交付に係る業務

本市補助金の申請・交付・確定に伴い、横浜市補助金交付規則及び補助金交付要綱に規定する業務を行います。

6 3、4階部分の活用方法について

より多くの青少年に利用してもらうため、3、4階部分について、地域活動拠点としてどのように活用するか、具体的な提案をしてください。（例：自習室、多目的室としての貸し出し、定例セミナーなど）

7 運営経費

(1) 補助金額について

事業の実施に要する経費として、本市は運営団体に対して補助金を支払います。補助金額については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で交付します。

各応募書類を作成する際は、補助金額全体の上限を11,350千円とし、各費目については下記の＜運営費費目について＞の上限額以内としてください。

※補助については議会での議決が条件となります。(金額は予算状況等により、変動することがあります。)

申請書に記載する補助金額は、次のとおりとします。

(2)補助金 = (5)運営費 - (1)団体の自主財源 - (3)実費負担に係る収入 - (4)その他収入

<収入と支出一覧>

収 入	(1)団体の自主財源	団体が自主的に支出する経費
	(2)補助金	本市が支払う補助金
	(3)実費負担に係る収入	利用負担、自主事業収入
	(4)その他収入	広告収入、協賛金など
支 出	(5)運営費	人件費、事業費、広報費、修繕費、光熱水費・事務費等 (※実施場所の賃借料は無償)

<運営費費目について>

項目	対象とする経費	上限額
1 人件費	(1)運営スタッフ 交通費、社会保険料等を含む総人件費を対象とする。 ただし、1週間の最大開所時間を40時間とし、週あたりの開所時間に応じた額とする。 (2)施設管理スタッフ 入居施設全体の管理を行っており、次の各号に該当する施設管理業務を実施している場合は施設管理スタッフの人件費の補助を行う。ただし、1週間の最大開所時間を40時間とし、週あたりの開所時間に応じた額とする。 ア 施設入居団体の光熱水費支払いのとりまとめや施設全体の設備点検等の施設維持管理のための事務手続 イ 施設入居団体との施設管理に関する連絡調整会議の運営等の連絡調整業務 ウ 施設内のスペースの貸出業務	(1) 3,850,000円 (週40時間開所) (2) 2,400,000円 (週40時間開所)
2 事業費	講師謝金、ボランティア謝金、交流事業等にかかる消耗品費・保険料など	1,000,000円
3 広報費	広報にかかる印刷製本費など	300,000円
4 修繕費	備品修繕費、施設修繕費など	300,000円
5 光熱水費・施設管理費等	光熱水費、清掃費、施設点検費用など	3,800,000円
6 その他経費	1から5に定めるものの他、市長が特に必要と認めるもの	
7 事務費	電話代、郵送代金、事務用品購入等の消耗品費など	1から6を合計した金額の10%を上限とする

8 申請団体の要件

申請団体の要件は、株式会社、特定非営利活動団体、公益団体、社会福祉団体、学校団体等のうち、次の各号にすべて該当する団体とします。個人での応募は認めません。

- (1) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (5) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。
- (6) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと。
- (7) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- (8) 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ、実施体制、管理運営に不可欠な資格、経営基盤等が確保されていること。

9 運営期間

運営期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。

この間、運営団体は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。ただし、毎年度、交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。

また、運営期間中に、運営団体が次の事項に該当し、運営団体として適当でないと認める場合には、運営団体の選定を取り消し、又は運営の停止を命じることがあります。

- (1) 毎年度実施する業務実態調査及び事業評価の結果、運営団体として適当でないと認めるとき。
- (2) 事業運営にあたって本市との連携及び協力の姿勢がないとき。
- (3) 正当の理由なく、本市の指示に従わないとき。
- (4) 補助金の不正受給があったとき。
- (5) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき。
- (6) 事業実施中に、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。
- (7) その他運営団体として適当でないと市長が認めるとき。

10 留意事項

事業を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

11 公募に関する事項

(1) スケジュール

時期	手続き等
平成 28 年 10 月 7 日（金）～11 月 7 日（月）	公募期間（申請の受付）
平成 28 年 10 月 7 日（金）～10 月 24 日（月）	質問の受付
平成 28 年 10 月 25 日（火）	現地見学会
平成 28 年 10 月 31 日（月）	質問の回答
平成 28 年 11 月 18 日（金）	①選定にかかる検討会（書類選考、団体プレゼンテーション、ヒアリング） ②選定評価委員会
平成 28 年 12 月中	選定結果通知

(2) 公募手続きについて

ア 公募要項の配布

平成 28 年 10 月 7 日（金）～11 月 7 日（月）までの間に、横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページからダウンロードしてください。

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/>

イ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。

※現地見学会への参加が現在の運営団体のみとなる場合は、開催しません。

(ア) 開催日時：平成 28 年 10 月 25 日（火）13 時 30 分から 14 時まで

(イ) 場 所：金沢区青少年の地域活動拠点
(横浜市金沢区洲崎町 2 - 6)

(ウ) 参加人数：各団体 3 人以内とします。

(エ) 参加申込：参加希望の方は 10 月 7 日（金）から 10 月 20 日（木）17 時までに出席する旨を参加申込書（別紙「様式Ⅲ - 1」）にご記入の上、横浜市こども青少年局青少年育成課まで E-mail にて申込みください。

(オ) 申込先：横浜市こども青少年局青少年育成課
E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp

件名は「参加申込：金沢区青少年の地域活動拠点現地見学会」と入力してください。

(カ) 注意事項

- ・当日は、公募要項は配付しませんので、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページから資料を印刷のうえ、ご持参ください。
- ・当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。
- ・前述の「8 申請団体の要件」に該当しない団体は参加することができません。
- ・いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮くださいますよう、お願いします。

- ・当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

ウ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問は、質問票（別紙「様式Ⅲ - 2」）により、受付けます。
電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

- (ア) 受付期間：平成 28 年 10 月 7 日（金）から 10 月 24 日（月）17 時まで
- (イ) 提出方法：質問票を横浜市こども青少年局青少年育成課まで E-mail にて送付ください。
- (ウ) 提出先：横浜市こども青少年局青少年育成課
E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp
※件名は、「質問：金沢区青少年の地域活動拠点」と入力してください。

エ 質問の回答

質問に対する回答は、平成 28 年 10 月 31 日（月）までに、横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページへの掲載により回答します。

■横浜市こども青少年局青少年育成課ホームページ URL http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/ikusei/
--

12 応募に関する事項

応募にあたっては、次の通り申請書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

※「Ⅰ 事業者の概要・財務状況等」はフラットファイル 1 冊にまとめてください

※「Ⅱ 事業運営に関する計画」は様式 1～7 を 1 部ずつをフラットファイルにまとめ、15 冊提出してください。

(2) 申請書類受付期間及び時間

平成 28 年 10 月 7 日（金）～11 月 7 日（月）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時までの間受け付けます。

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に提出先に電話のうえ、御来庁ください。

(3) 提出場所

横浜市中区港町 1 - 1 市庁舎 8 階 こども青少年局青少年育成課

(4) 追加書類の提出

(1)の提出書類のほかに、本市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めることがあります。

(5) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、本市は公表等が必要な場合には、提出

書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて応募団体の負担とします。

(7) 資料の取扱

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(8) その他留意事項

ア 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

13 選定に関する事項

(1) 選定基準

運営団体の選定にあたっては、次の選定基準に基づき、応募団体の提出書類等について評価し、運営団体を選定します。

ア 事業の趣旨について理解し、実施要綱、選定要綱及び公募要項に沿った適切な事業提案を行い、かつ、その提案に基づいた運営が可能であると認められる団体であること。

イ 地域、区役所、学校等の支援や協力を得ながら、事業を効果的かつ効率的に展開できる団体であること。

ウ 本市において青少年の自立支援を目的とした事業に、連携・協力できる団体であること。

(2) 選定方法

ア 選定にかかる検討会

運営団体の選定にあたっては、市外部の方で構成される検討会を設置し、意見を伺います。検討会では、応募団体が提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、不明な部分について、各委員がヒアリングを実施します。ヒアリング後、各委員は意見書を作成します。

イ 選定評価委員会

検討会開催後、本市職員で構成する選定評価委員会において、応募団体が提出した提案書及び検討会の各委員の意見書に基づき、採点を行います。評価は500点満点とし、最低基準を300点とします。選定評価基準及び評価項目については、金沢区青少年の地域活動拠点応募団体の選定評価基準を参照してください。

ウ 運営団体の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、市長が運営団体を選定します。

オ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、全応募団体に文書により通知します。通知の時期は、平成28年12月中を予定しています。

エ 選定結果公表

運営団体の選定後、応募団体の採点結果及び意見の概要については、横浜市こども青少年局青少年育成課のホームページで公表します。

14 運営団体選定後の諸注意

(1) 補助金交付申請書類の提出、協定の締結等

運営団体として選定された後は、補助金交付申請書類を提出していただきます。申請された事業計画及び補助申請額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。（平成 29 年 4 月以降に、各月の申請額を原則として前金払いにより交付します。）

また、事業実施にあたっては、協定書を作成していただきます。本協定は、平成 29 年 4 月 1 日に協定書を交換することによって確定するものとします。

(2) 愛称について

現在、金沢区青少年の地域活動拠点については、「カナカツ」という愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営団体（以下「新団体」という。）におかれても、引き続き使用し、運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営団体（以下「現団体」という。）からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただく業務は、概ね次のとおりです。また、準備業務にかかる人件費等の費用は、新団体が負担するものとし、横浜市は負担しません。

ア 現団体からの引継ぎ業務

イ 横浜市こども青少年局との連携・調整業務

(4) 実施場所の内装、設備について

実施場所は、現団体が内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現団体が運営団体でなくなった場合には、新団体に引き継ぎます。

(5) 備品類について

現団体が横浜市からの補助金により購入し、管理・使用している備品類は、新団体に引き継いで管理・使用していただきます。

(6) その他

運営団体は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の団体に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

15 問い合わせ先

本要項の内容等について質問がある場合には、11(2)のウに従い、書面により提出してください。その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市こども青少年局青少年育成課 担当者：大原、林
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-2325 ファックス：045-663-1926
電子メールアドレス：kd-ikusei@city.yokohama.jp